

(8) 土地改良事業補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者（以下「事業主体」という。）が土地改良事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業主体)

第2 この要綱で「事業主体」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農地中間管理機構
- (4) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付決定前の着手)

第5 事業主体は原則として、規則第4条に基づく通知を受けて事業を行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、別記様式第2号により、その旨を知事に届出たうえで、事業に着手することができる。ただし、国の補助を受けて実施する事業にあっては、当該事業について国の定める実施要綱等に、交付決定前着手を認める規定があるものに限る。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあっては、

この限りでない。

- (1) 別表の事業の種類欄に掲げる(1)、(2)、(3)の①、(3)の③、(4)、(6)、(8)、(11)及び(21)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の中止又は廃止
 - (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表の事業の種類欄に掲げる(3)の②、(5)、(7)及び(20)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (3) 別表の事業の種類欄に掲げる(9)、(15)及び(18)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表の事業の種類欄に掲げる(10)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (5) 別表の事業の種類欄に掲げる(12)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費のかさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業実施主体の変更
 - (ニ) 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - (ホ) 事業の中止又は廃止
 - (ヘ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

- (6) 別表の事業の種類欄に掲げる(13)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 事業内容の変更
 - ハ 事業の中止又は廃止
- (7) 別表の事業の種類欄に掲げる(14)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (8) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)①の事業
 - イ 事業主体の変更
 - ロ 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - ハ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合は500万円)を超える増減
 - (ロ) 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (9) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)②の事業
 - イ 調査地域ごとに事業費の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減
 - ロ 調査地域の変更
 - ハ 調査項目の変更又は廃止
 - ニ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (10) 別表の事業の種類欄に掲げる(17)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 地域内農地集積型と高収益作物転換型の相互間の額の流用
 - (ロ) 事業類型の変更
 - a 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - (ハ) 事業主体の変更
 - (ニ) 事業の中止又は廃止
 - (ホ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（事業主体に対し補助金の全額が前金払又は概算払で交付された場合は翌年度の4月20日）とする。

2 前項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書のいずれか
- (4) 財産管理台帳
- (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっては、その状況等について、額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、規則第12条第1項の規定により実績報告を受けた場合には、補助事業実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

2 前項の審査及び現地調査等は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成13年4月1日施行）により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第11 知事は、第10第1項に規定する補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第7号によるものとする。

(補助金の経理)

第12 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了又は廃止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(財産の管理等)

第 13 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 14 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ 1 件の取得価格が 50 万円以上(昭和 45 年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5 万円以上) のものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第 13 第 2 項の規定を準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 15 事業主体（市町村に限る。）は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 6 から第 14 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(書類の経由等)

第 16 この要綱により知事に提出する書類は、事業主体の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は各 1 部とする。ただし、別表の事業の種類の欄に掲げる（7）、（8）、（12）、（14）から（21）の事業については、事業主体の住所地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 4 日から施行し、昭和 58 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 10 月 17 日から施行し、昭和 58 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 22 日から施行し、昭和 60 年度予算に係る補助金に適用する。

ただし、既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 21 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 6 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、昭和 62 年 4 月から施行する。ただし、第 3 中別表（2）の改正規定（別表（2）中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中 2、4、6 及び 8 を除く。）は昭和 62 年 3 月 19

日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表（１）に掲げる事業のうち、別表（２）に掲げる事業の補助率については、別表（１）の規定にかかわらず、当分の間、別表（２）のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱（昭和 57 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 10 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。
- 3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年 8 月 30 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 29 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 25 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、平成 14 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成 8 年 10 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 9 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(1) 農業農村整備実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	農地整備事業等の実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画及び設計	50	50	
(2) 農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築 2 施設等の調査及び計画の策定 3 最適整備構想の策定	51 50	50 50	※1%の県補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
(3) 農村集落基盤再編・整備事業			定額	定額	
①集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外	農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編	64	50	14 ※農業生産基盤
②中山間地域総合整備事業	市町村及び市町村以外	中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的な整備等	69	55	14 ※農村生活環境
③実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	1 中山間地域総合整備事業 2 集落基盤再編事業	56 50	55 50	14 ※農村生活環境
(4) 農地整備事業（通作条件整備） 保全対策型（基幹農道、一般農道）	市町村	既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策	50	50	※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(5) 農地防災事業					
① ため池等整備事業	市町村及び市町村以外	ため池整備工事、用排水施設整備工事	73 68	55 50	18 ※上段は中山間等地域に適用
②農業用河川工作物（小規模）	市町村	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が5,000万円以上1億円未満のもの	92	50	42
(6) 地域用水環境整備事業	市町村及び市町村以外	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が800万円以上5,000万円未満のもの 1 地域用水等事業 2 歴史的施設保全事業	82 50	50 50	32 ※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(7) 水利施設等整備事業					
① 基幹水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 国営及び県営事業で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 2 国営及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事 3 国営及び県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事 4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64 64 64 64	50 50 50 50	14 14 14 14
② 地域農業水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事 4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64 69 64 69	50 55 50 55	14 ※上段は中山間等地域に適用 ※ただし、令和元年度以前に採択された継続地区については、令和2年度に限り、事業主体と協議の上、採択時の補助率を適用することができる。 14 ※上段は中山間等地域に適用

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(8) 土地改良区体制強化事業	宮城県土地改良事業 団体連合会	1 施設・財務管理強化対策	100以内 定額	50以内 50以内	※上段は市町村単位の合併モデル構築、株式会社協記会社に関する巡回指導及び会計の専門家の配置にかかるものに摘要。
		2 受益農地管理強化対策			
		3 統合整備強化対策			
		4 研修・人材育成			
	宮城県土地改良事業 団体連合会	イ 技術実践向上研修	100以内	50以内	
		ロ 基幹水利施設保全管理技術向上研修			
		ハ 財務・会計実践向上研修			
		ニ 換地等技術向上研修			
		ホ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修			
			定額		
(9) 農業競争力強化基盤整備事業	市町村及び市町村以外	地区内農地等状況調査、農用地集約化促進基本計画作成、従前地面積測定、合意形成促進、地区内アンケート調査、地区内ゾーン設定調整、地域営農構想作成、経営体育成方針作成、創設農用地・増歩換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、換地設計基準作成、換地計画素案作成、経営体育成換地調整	55 50 (62.5)	55 50 (62.5)	※上段は中山間等地域に適用 ※() 内は農地中間管理機構関連に適用
	市町村及び市町村以外	1 農村環境現況調査	50	50	
		2 農村環境計画の策定			
	市町村及び市町村以外	農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	定額	定額	
		国営造成施設及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事			
	市町村	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成、概略設計、協議・手続き及び都道府県協議会支援	68	50	※基幹水利施設管理事業と一体的に実施するものに適用
	市町村及び市町村以外	P C B廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	定額		
	土地改良区		50	50	
	市町村	1 農村地域防災減災総合計画策定等	50	50	※令和7年度まで定額
		(1) 農村地域防災減災総合計画策定			
		(2) 地域排水機能強化計画策定			
		(3) 安全度評価			
	市町村及び市町村以外	(4) 防災情報管理システム整備計画策定	73	55	18
		(5) 地域危機管理整備計画策定			
	市町村及び市町村以外	1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水水路の変更	68	50	18
		2 1 の農業用排水水路と一体となつて機能を発揮する農業用排水水路の変更			
		3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）の石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更			
		1 実施策定計画等	定額	定額	※令和12年度まで定額
(10) 特定農業用管水路等特別対策事業	市町村及び市町村以外	(1) ため池緊急防災対策情報整備			
		(2) 実施計画策定			
		2 監視・管理体制の強化			
		3 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
	市町村及び市町村以外	4 安全施設の整備	76 71	55 50	21 21
		1 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	76 71	55 50	21 21
		3 ため池群整備工事	76 71	55 50	21 21
(11) 調査計画事業	市町村	1 実施策定計画等	76 71	55 50	21 21
		(1) ため池緊急防災対策情報整備			
		(2) 実施計画策定			
		2 監視・管理体制の強化			
	市町村及び市町村以外	3 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		4 安全施設の整備	76 71	55 50	21 21
		1 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	76 71	55 50	21 21
	市町村	3 ため池群整備工事	76 71	55 50	21 21
		1 実施策定計画等	76 71	55 50	21 21
		(1) ため池緊急防災対策情報整備			
		(2) 実施計画策定			
		2 監視・管理体制の強化			
(12) 特定農業用管水路等特別対策事業	市町村及び市町村以外	3 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		4 安全施設の整備	76 71	55 50	21 21
		1 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	76 71	55 50	21 21
	市町村	3 ため池群整備工事	76 71	55 50	21 21
		1 実施策定計画等	76 71	55 50	21 21
		(1) ため池緊急防災対策情報整備			
		(2) 実施計画策定			
		2 監視・管理体制の強化			
	市町村及び市町村以外	3 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		4 安全施設の整備	76 71	55 50	21 21
		1 ため池総合整備工事（一般整備型）	76 71	55 50	21 21
		2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	76 71	55 50	21 21

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(12) 農村地域防災減災事業					
④ 農業水利施設危機管理対策事業	市町村及び市町村以外	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	76 71	55 50	21 21 ※上段は大規模なもの又は中山間等地域に存在するもの及び緊急性が高いものに適用
(13) 基幹水利施設管理事業	市町村	1 農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設で流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の管理に要する費用 2 農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設で1以外の施設の管理に要する費用	63.3333以内 34.3333 60以内 31	30.3333 30.3333 30 30	30以内 1 30以内 1 ※上段はH23年度以降新設地区に適用 ※下段はH23年度以降新設地区に適用
(14) 水利施設管理強化事業					
① 一般型	市町村	農業水利施設の多面的機能の発揮に対する支援	75 51	50 50	25 1 ※同年度造成施設等管理施設整備促進事業より移行したものであり、下段はH19年度以降新規採択地区に適用
② 省エネルギー化推進型	市町村及び市町村以外	省エネルギー化推進計画に位置づけられた農業水利施設の管理に要する費用	定額	定額	
(15) 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村及び市町村以外	水利施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事に要する経費	76 71	55 50	21 21 ※上段は中山間等地域に適用
(16) 農村整備事業					
① 農業集落排水施設整備事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築 2 施設等の調査及び計画の策定	51 50	50 50	1 ※1%の国補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
② 計画策定等事業	市町村及び市町村以外	3 農業集落排水施設における最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定	定額	定額	
(17) 農地耕作条件改善事業					
① 定率助成	市町村及び市町村以外	農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備、小規模園地整備（盛土、国内道、その他） スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備以外、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、機械作業体系導入支援、労働生産性向上技術導入支援、指導	69 64 55 50	55 50 55 50	14 14 ※上段は中山間等地域に適用
② 定額助成	市町村及び市町村以外	田又は畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端圃地かんがい施設、客土、除畦、更新整備（用水路、排水路、農作業道等）、条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援（六畜の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援）、園芸作物モデル産地形成支援	定額	定額	
(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業					
① 長寿命化対策	市町村及び市町村以外	1 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備 2 施設の長寿命化対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	69 64 定額	55 50 定額	14 14 ※上段は中山間等地域に適用口
② 防災減災対策	市町村及び市町村以外	1 早急に整備を要するため池の新設、変更、新設を併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備 2 施設の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等 3 ため池の廃止	73 68 定額	55 50 定額	18 18 ※上段は中山間等地域に適用
③ ため池の保全・避難対策	市町村及び市町村以外	施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、減災対策の実施	定額	定額	※ただし、令和13年度以降の国補助率は50%

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項
			国	県	
(19) 農道整備事業	市町村	地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置付けられた農道の整備	50	50	
(20) 土地改良施設機能診断事業	市町村及び市町村以外	1 設備ごとの劣化度合いを評価し、施設診断カルテと整備補修年次計画の作成 2 1に併せて、土地改良施設の長寿命化を図る小規模な整備補修工事の実施	30以内	30以内	※事業主体が市町村以外の場合は市町村が県と同等の負担を条件とする。
(21) 県営造成施設管理体制改革促進事業	市町村	1 管理体制整備計画の作成・更新及び管理体制整備の推進活動（管理体制整備推進事業） 2 管理体制の整備及び強化に対する支援（管理体制整備強化支援事業）	50以内	50以内	

【備考】

- ① 「補助率」欄の数値単位はパーセント（％）。
- ② 「県単独事業」に関する県の補助金について、補助対象事業ごとに1地区当たりの補助金額が50万円未満となる場合は補助対象外。
- ③ (4)農地整備事業（通作条件整備）及び(6)地域用水環境整備事業を土地改良法に基づき団体営で実施する場合は、土地改良法第126条の規定により県は1％補助する。

年度土地改良事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年度において、下記のとおり（ここに別表の事業の種類を記載）を実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 添付書類

- （1） 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第1）
- （2） 収支予算書（別紙第2）
- （3） 市町村の補助金交付規程又は要綱（間接交付を行う場合に限る）
- （4） その他知事が必要と認める書類

4 事業の完了予定 年 月 日

（注） 金額の記載は1行に収めること

(注)

- 1 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 2 備考欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の設置の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

経費の配分及び事業計画の概要

- (1) 事業の名称
 (2) 事業主体名
 (3) 地区の名称
 (4) 事務所の所在地
 (5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間	自 年 月 日 至 年 月 日	摘 要
管 理 費	円	自 至		
整備費				
電力料				
管 理 諸 費				
合 計				

(6) 経費の配分

費 目	事業費	国庫 補助金	県補助金	市町村費	土地改良区 その他	摘 要
管 理 費	円	円	円	円	円	
整備費						
電力料						
管 理 諸 費						
合 計						

(注) 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

要 概 の 面 計 業 事 び 及 分 配 の 費 経

[illegible]

(注) 1 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

事業計画の概要

（単位：千円）

事業名	事業区分	事業内容	予算額
		実施(開催)予定 年 月～ 年 月	
合計			

（注）

- 1 事業内容には実施(開催)予定年月も記載すること。
- 2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。
- 3 予算額については、その積算根拠も添付すること。

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国庫補助金 (A)	国 庫 補助率	県補助金 (B)	県 補助率	市町村費	土地改良区 その他	備 考
〇〇事業	円	円	%	円	%	円	円	
△△地区 (〇〇市町村)								
計								
補助金合計 (A) + (B)							円	

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」と置き換えること

収 支 予 算 書

事業名 _____
 地区名 _____
 事業主体 _____

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
県補助金					
市町村費					
土地改良区 その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

（注）実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること

別記様式第2号（第5関係）

年度土地改良事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

別紙事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前着手したいので、土地改良事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、届出書を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の種類
- 2 地区名
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別記様式第3号（第6関係）

年度土地改良事業補助金計画変更承認及び変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、土地改良事業補助金交付要綱第6の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）〕申請する。

記

（注）1 金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと

2 記の記載は、別記様式第1号に準ずること

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、添付書類については、交付申請時から、変更があったものに限り添付すること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第4号（第8関係）

年度土地改良事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業着手： 年 月 日

2 事業の完了予定： 年 月 日

3 事業遂行状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 B/A	備考
	事業費 A	交付額	事業費 B	交付額		
	円	円	円	円	%	

(注) 「事業費 B」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること

4 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
国庫補助金 県補助金 市町村費 土地改良区等費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支出未済額	備考
	円	円	円	
計				

年度土地改良事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定（され、年 月 日付け 第 号をもって変更承認）された（ここに別表の事業の種類を記載）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第 9 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額金 円の交付を請求する。）

記

- （注） 1 記の記載は、別記様式第 1 号に準ずること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること
なお、添付書類については次のとおり
（1）経費の配分及び事業実績の概要（別紙第 1）
（2）収支精算書（別紙第 2）
（3）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書（別紙第 3）のいずれか
（4）財産管理台帳（別紙第 4）
（5）補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
（6）その他知事が必要と認める書類
- 2 変更承認を受けていない場合は（され、……）の部分を、精算払がない場合は（なお、……）の部分を除くこと
- 3 変更承認を複数回受けている場合は、その全てについて記載すること
- 4 精算払の請求がある場合は、金額の記載を 1 行に収め、余白に振込先を記載すること

※振込先記入例

金融機関名 （本店・○○○支店） （普通・当座） 口座番号
口座名義人 （口座名義人ヨミガナ）

年度

補助金調書													備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	事業主体名										
			歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち補助金 相当額	支出 済額	うち補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち補助金 相当額	
〇〇事業 △△地区 (〇〇市町村)	円	%		円			円			円		円	

(注) 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること

別記様式第6号（第9第4項関係）

年度土地改良事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第9第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第11関係）

年度土地改良事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、金円を下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

区 分	事業費	補助金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ①－(②＋④)	備 考
				金 額 ④≤①×③－②	○月○日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

概算払請求理由：

事業着手： 年 月 日
事業完了予定： 年 月 日

※振込先

金融機関名 （本店・○○○支店） （普通・当座） 口座番号
口座名義人 （口座名義人ヨミガナ）

（注）本文中における金額の記載は、1行に収めること

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること

（９）ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋



8 北振第 181 号
令和 8 年 4 月 13 日

宮城県知事 殿

東北農政局長

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」の一部
改正について

このことについて、別添のとおり令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3155 号により農
林水産省農村振興局長から通知があったので、御了知願います。

なお、貴県管内の市町村長には、貴職からこの旨を通知するとともに、本指針の運
用につき適切な御指導をよろしく願います。

7 農 振 第 3155 号
令和 8 年 4 月 7 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」の一部改正について

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」（平成 3 年 5 月 31 日付け 3 構改 D 第 389 号農林水産省構造改善局長通知）の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の県知事には、貴職からこの旨を通知するとともに、本指針の運用につき適切な御指導をお願いする。

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付け3構改D第389号

最終改正 令和8年4月7日付け7農振第3155号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 宛て

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるにあたっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

(国営：その1)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70	25	5	[]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) <<< >>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する。(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【 】書は用途廃止施設の撤去に適用する。	
			70	20	8		
			2/3	23.4	8		
			2/3	20.9	8		
			2/3	19	8		
			2/3	17	6		
			[2/3]	[17]	[7]		
			[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]		
			<2/3>	<30>	<3.4>		
			<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>		
			<<70>>	<<30>>	<<0>>		
			<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>		
			(2/3)	(19.4)	(9)		
			((2/3))	((22))	((11.4))		
			[2/3]	[22]	[11.4]		
			【2/3】	【30】	【3.4】		
			{ただし田以外：特殊土壌等}				「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号 による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
			2/3	17	6		
			{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、7のうち第8の1(1)ウ(ウ)の規定により行う事業及び第2の5により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			50 (50)	25 (29)	10 (14)		
(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)			()書は基幹施設型に適用する。				
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)		
		<2/3>	<24.4>	<5>			
		<55>	<30>	<10>			
		<55>	<28>	<11>			
		<50>	<29>	<14>			
		(2/3)	(25.2)	(5)			
		((2/3))	((30))	((3.4))			
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)		
		2/3	30	3.4			
		55	34	11			
		50	35	15			
		(2/3)	(22)	(11.4)			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考				
			北 海 道							
			国庫率	道	市町村					
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	{ }書は直轄明渠排水及び内水排除に適用する。 []書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) 〈〈 〉〉書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) 〈〈〈 〉〉〉書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【 】書は用途廃止施設の撤去に適用する。				
			{80}	{15}	{5}					
			85	10	2					
			80	15	2					
			[80]	[15]	[3]					
			[[80]]	[[16]]	[[3]]					
			{75}	{19}	{6}					
			75	19	3					
			85	15	0					
			85	13	2					
			75	22.5	2.5					
			75	20	4					
			75	17	3					
			[75]	[17]	[4]					
			[[75]]	[[18]]	[[5]]					
			<75>	<25>	<0>					
			<80>	<20>	<0>					
			2/3	23	5					
			60	27	5					
			<<85>>	<<15>>	<<0>>					
			<<80>>	<<20>>	<<0>>					
			<<75>>	<<25>>	<<0>>					
			<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>					
			(85)	(12)	(2)					
			(80)	(16)	(2.5)					
			(75)	(18)	(4.5)					
			((85))	((13))	((2))					
			((80))	((17))	((3))					
			((75))	((19))	((6))					
			[85]	[13]	[2]					
			[80]	[17]	[3]					
			[75]	[20]	[5]					
			【85】	【15】	【0】					
			【80】	【20】	【0】					
			【75】	【25】	【0】					
			{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、7のうち第8の1(1)ウ(ウ)の規定により行う事業及び第2の5により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。			
			50	27.5	9					
			(50)	(31)	(13)					
			農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)		75	25	0	
							85	15	0	
							80	20	0	
				農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備		75	15	4	〈 〉書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
	75	13				5				
	<75>	<18>				<4>				
	<55>	<28>				<11>				
	<50>	<33>				<11>				
	<50>	<31>				<13>				
	<50>	<29>				<14>				
	(75)	(18.3)				(4)				
	((75))	((25))				((0))				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)				85	15	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)	
				75	25	0				
				55	34	11				
				(75)	(19)	(6)				

(国営：その3)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	95	5	0	[]書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書き一体的に行う地域防災対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) <<< >>>書は一体的に行う地域防災対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【 】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<90>	<10>	<0>	
			<<90>>	<<10>>	<<0>>	
			<<95>>	<<5>>	<<0>>	
			<<<80>>>	<<<13>>>	<<<7>>>	
			(95)	(5)	(0)	
			(90)	(7)	(2)	
			((95))	((5))	((0))	
			((90))	((8))	((2))	
			[95]	[5]	[0]	
			[90]	[8]	[2]	
	【95】	【5】	【0】			
【90】	【10】	【0】				
		{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、7のうち第8の1(1)ウ(ウ)の規定により行う事業及び第2の5により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
		80 (80)	10 (12)	4 (5)		
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	90 95	10 5	0 0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	95	5	0	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
			農 林 水 産 省						
			国庫率	都府県	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備を除く。(注21) () 書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。			
			55	27.5	10				
			(50)	(32)	(18)				
			(55)	(32)	(13)				
		農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 () 書は流域治水対策に適用する。(注29) [] 書は農業構造転換特別対策費 (注35) と併せて実施する場合に適用する。		
				55	27.5	10			
				(50)	(32)	(18)			
				(55)	(32)	(13)			
				[56.25]	[32]	[11.8]			
				[59.125]	[30]	[10.9]			
				[59.4]	[30]	[10.6]			
				[60.8]	[29]	[10.2]			
				[62.5]	[27.5]	[10]			
				農業基盤整備促進事業	50	27.5		10	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
					55	27.5		10	
					(50)	(32)		(18)	
		(55)	(32)		(13)				
				[50]	[29]	[14]			
				[55]	[29]	[14]			
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。			
		水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) (農地集積促進型)				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
				50	25	10		営農環境整備(注21)を除く。 < > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】 書は流域治水対策型に適用する。 { } 書は更新事業に適用する。 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、() 書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。 [] 書は農業構造転換特別対策費 (注35) と併せて実施する場合に適用する。	
				<50>	<25>	<11>			
				【50】	【32】	【18】			
				【55】	【32】	【13】			
				{50}	{29}	{14}			
				{50}	{33}	{17}			
				((50))	((32))	((18))			
(50)	(31)			(13)					
(55)	(30)			(12)					
50	27.5			10					
55	27.5			10					
[56.25]	[32]			[11.8]					
[59.125]	[30]			[10.9]					
[59.4]	[30]			[10.6]					
[60.8]	[29]			[10.2]					
[62.5]	[27.5]			[10]					
50	27.5			10					
55	27.5			10					
50	27.5	10							
55	27.5	10							
(簡易整備型)	{50}	{31}	{13}						
	{55}	{30}	{12}						
	{50}	{34}	{16}						
	{55}	{31}	{14}						
	畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型) (高収益作物導入促進型)	50	27.5		10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。			
		55	27.5		10				
		50	27.5		10				
		55	27.5		10				
(高収益作物転換型)	50	29	11						
	55	28.5	10.5						
(畑作物等転換型)	50	29	11						
	55	28.5	10.5						

(都道府県営：その2)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50	32	18		
			55	32	13		
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55	32	11	（ ）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
			(55)	(33)	(12)		
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		(地震・豪雨対策型)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。	
			50	34	16		
		(一般整備型)	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。	
			50	33	11		
			55	33	11		
			50	29	14		
			55	29	14		
		(ため池長寿命化型)	50	29	14		
			55	29	14		
		(ため池群整備型)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。	
			50	34	16		
			用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			湛水防除事業	50	42	8	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
		55		42	3		
		50		37	13		
		55		37	8		
	50	32		18			
	55	32		13			
	<50>	<35>		<15>			
	<55>	<35>		<10>			
	地盤沈下対策事業	50	39	11	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。		
		50	34	16			
		55	39	6			
		55	34	11			
		<50>	<35>	<15>			
		<55>	<35>	<10>			
	用排水施設整備事業	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。		
		50	33	11			
		55	33	11			
		50	29	14			
		55	29	14			
	鉍毒対策事業	50	44	6			
		50	32	18			
		55	44	1			
		55	32	13			
	農地保全整備事業	55	30	10	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		50	32	18			
		50	29	14			
		55	29	14			
		45	31	16			
		40	30	11			

(都道府県営：その3)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13	
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 50 <50> <55>	34 34 32 <35> <35>	11 16 18 <15> <10>	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) < >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14	
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13	

(都道府県営：その4)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設等整備事業	50 <50> {50} [50] (50) 50 55	25 <25> {29} [33] (32) 27.5 27.5	10 <11> {14} [17] (18) 10 10	< > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	

(都道府県営：その5)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）の とおりとする。
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		農村地域環境保全整備事業 （農村地域環境保全総合整備事業）				農業生産基盤整備（注17）及び農村保全管理施設（注18）に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		（特定農業用管水路等特別対策事業）	50	35	10	
		地盤沈下対策事業	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9）に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12）に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16）に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備（注21）を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8）に該当するものに適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	50 50 55	34 32 34	16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るものは、水質保全施設に係るものに適用する。
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）の とおりとする。
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17）農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。 く>書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。（注19） []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。（注20）
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	

(都道府県営：その6)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) { } 書は流域治水対策に適用する。(注29)
			55	27.5	10	
			(50)	(32)	(18)	
			(55)	(32)	(13)	
			[50]	[29]	[14]	
			[55]	[29]	[14]	
			{50}	{32}	{18}	
			{55}	{32}	{13}	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	50	27.5	10	{ } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
			55	27.5	10	
			(50)	{31}	{13}	
			(55)	{30}	{12}	
			[50]	[34]	[16]	
			[55]	[31]	[14]	
		(防災減災対策)	50	34	16	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
			55	34	11	
			50	29	14	
			55	29	14	
			50	32	18	
			55	32	13	
			50	35	10	
			55	35	10	
		畑作等促進整備事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			55	27.5	10	
			(50)	(32)	(18)	
			(55)	(32)	(13)	
			[50]	[29]	[14]	
			[55]	[29]	[14]	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

(都道府県営：その7)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			北 海 道					
			国庫率	道	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	32.5	10	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
			55	32.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	50	32.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29) []書は農業構造転換特別対策費(注35)と併せて実施する場合に適用する。	
				55	32.5	10		
				(50)	(32)	(18)		
				(55)	(32)	(13)		
				[53.75]	[35.3]	[11]		
				[56.375]	[33.5]	[10.5]		
				[55.6]	[34]	[10.4]		
				[56.9]	[33]	[10.1]		
				[57.5]	[32.5]	[10]		
				農業基盤整備促進事業	50	32.5		10
		52	32.5		10			
		55	32.5		10			
		(52)	(32)		(16)			
		(55)	(32)		(13)			
		[52]	[29]		[14]			
		[55]	[29]	[14]				
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
				水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
				水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	50	27.5	9	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。 []書は農業構造転換特別対策費(注35)と併せて実施する場合に適用する。
					<50>	<27.5>	<10>	
					【50】	【32】	【18】	
					【55】	【32】	【13】	
					{50}	{31}	{13}	
					{50}	{34}	{16}	
					{50}	{35}	{12}	
					{55}	{33}	{11}	
					50	32.5	10	
					55	32.5	10	
					[53.75]	[35.3]	[11]	
					[56.375]	[33.5]	[10.2]	
					[55.6]	[34]	[10.4]	
					[56.9]	[33]	[10.1]	
				[57.5]	[32.5]	[10]		
				(畑作等推進支援水利再編型)	50	32.5	10	
					55	32.5	10	
				(簡易整備型)	50	32.5	10	
					52	32.5	10	
					55	32.5	10	
					{50}	{35}	{12}	
					{52}	{34}	{12}	
					{55}	{33}	{11}	
					{50}	{36}	{14}	
		{52}	{35}		{13}			
{55}	{34}	{11}						

(都道府県営：その8)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型) (高収益作物導入促進型) (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	52 55 50 55 50 55 50	28 28 32.5 32.5 33.5 33 33.5	8 8 10 10 10.5 10 10.5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	32 32	18 13			
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	32 (33)		11 (12)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39		6	注7)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			ため池整備事業					調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			(地震・豪雨対策型)	55 50	34 34		11 16	注8)に該当するものに適用する。
			(一般整備型)	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29		11 11 11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
			(ため池長寿命化型)	50 55	29 29		14 14	
	(ため池群整備型)							
	用排水施設等整備事業					調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
	湛水防除事業		50 55 50 55 50 55 <50> <55>	42 42 37 37 32 32 <36> <36>	8 3 13 8 18 13 <14> <9>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する道営防災事業に適用する。		
	地盤沈下対策事業							
	用排水施設整備事業		55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14		注10)に該当するものに適用する。	
	鉱毒対策事業		50 50	41 32	9 18			
	農地保全整備事業		50 50 50 50 55	36 33 31 29 29	14 11 13 14 14			調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。

(都道府県営：その9)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13	
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水質保全対策事業	50 50 55 <50> <55>	34 32 34 <36> <36>	16 18 11 <14> <9>	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) く>書は国営総合農地防災事業に附帯する道営防災事業に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除くく>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14	
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13	

(都道府県営：その１０)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	31	13	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農地整備事業	50 52 55	32.5 32.5 32.5	10 10 10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設等整備事業	50 <50> {50} [50] 52 55	27.5 <27.5> {31} [34] 28 28	9 <10> {13} [16] 8 8	< > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	32.5 32.5	10 10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事)	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
		(湖岸堤防工事)	50 50	33 29	11 14	
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	

(都道府県営：その１１)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農地保全事業	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 33	11 14 11	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く < >書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 50	34 34 32	11 16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [50] [50]	25 30 27.5 <27.5> [27.5] [27.5] [25]	10 10 9 <10> [9] [9] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 < >書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55] {50} (55)	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29] (32) (32)	10 10 10 (16) (13) [14] [14] {18} {13}	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) { }書は流域治水対策に適用する。(注29)

(都道府県営：その１２)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 {50} {55} [50] [55]	32.5 32.5 {35} {33} [36] [34]	10 10 {12} {11} [14] [11]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			沖 縄				
			国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 (75)	12.5 (16)	5 (9)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		農地整備事業	75 (75) [80.625] [81.6] [82.5]	12.5 (16) [14] [13.4] [12.5]	5 (9) [5.4] [5] [5]	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29) []書は農業構造転換特別対策費(注35)と併せて実施する場合に適用する。	
		農業基盤整備促進事業	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) (農地集積促進型)	80 【80】 {80} {80} (80) 80 [82] [82.3] [82.5]	10 【13】 {12} {13} (13) 12.5 [13] [12.7] [12.5]	4 【7】 {5} {7} (6) 5 [5] [5] [5]	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。 []書は農業構造転換特別対策費(注35)と併せて実施する場合に適用する。	
		(畑作等推進支援水利再編型)	80	12.5	5		
		(簡易整備型)	80 {80} [80]	12.5 {13} [14]	5 {6} [6]		
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	75	12.5	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
		(高収益作物導入促進型)	80	12.5	5		
		(高収益作物転換型)	80	13	5		
		(畑作物等転換型)	80	13	5		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	13	7		
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	18 (18)	6 (7)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			農村地域防災減災事業費				
			防災ダム整備事業				
			ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			(地震・豪雨対策型)	80	13	7	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。	
		(ため池長寿命化型)	80	11	6		
		(ため池群整備型)	80	13	7	注8)に該当するものに適用する。	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	80	11	6	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	11	6	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			80	10	4	
			75	12. 5	5	
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7	
		農道防災対策工事	80	13	7	
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	13	7	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	80	13	7	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 [75]	19 19 [19]	10 1 [6]	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は甚大地域に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業				
		(安全対策)	80	13	7	
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	12	5
	沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備			
農地整備事業			75	12. 5	5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			80	12. 5	5	
農業基盤整備促進事業			75	12. 5	5	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			80	12. 5	5	
			(80)	(16)	(4)	
			[80]	[11]	[6]	
草地畜産基盤整備事業			2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
			75	17	7	
水利施設整備						調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
水利施設等整備事業	80	10	4	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)		
	{80}	{12}	{5}			
	[80]	[13]	[7]			
	75	12. 5	5			
農業水利施設等保全合理化事業	80	12. 5	5			

(都道府県営：その１５)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			50	34	16	
		(地震対策ため池防災工事)	80	13	7	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	11	6	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	11	6	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 [75] [80]	19 [19] [19]	10 [6] [1]	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は災害地域及び甚大地域に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		集落基盤再編型	2/3 75 80	17 17 10	6 6 4	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	75	17	6	
		農地環境整備型	75	17	6	

(都道府県営：その１６)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80) [80] {80}	12.5 (16) [11] {13}	5 (4) [6] {7}	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) { }書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	80 {80} [80]	12.5 {13} [14]	5 {6} [6]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21)を適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			奄 美					
			国庫率	県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	60 (60)	25 (28)	8 (12)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		農地整備事業	60 (60) [64. 2] [65. 6] [67]	25 (28) [27] [26] [25]	8 (12) [8. 8] [8. 4] [8]	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29) []書は農業構造転換特別対策費 (注35) と併せて実施する場合に適用する。		
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20. 9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)		
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) ----- (農地集積促進型)	65 【65】 {65} {65} (65) 60 65 2/3 [66. 3] [66. 7] [67]	20 【23】 {23} {25} (26) 25 25 20. 9 [25. 7] [25. 3] [25]	6 【12】 {8} {10} (8) 8 8 5 [8] [8] [8]	(注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。 []書は農業構造転換特別対策費 (注35) と併せて実施する場合に適用する。		
		----- (畑作等推進支援水利再編型)	65	25	8			
		----- (簡易整備型)	60 65 2/3 {60} {65} {2/3} [60] [65] [2/3]	25 25 20. 9 {27} {26} {23. 4} [29] [26] [25. 4]	8 8 5 {10} {8} {7} [11] [9] [8]			
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型) ----- (高収益作物導入促進型) ----- (高収益作物転換型) ----- (畑作物等転換型)	2/3	20. 9	5		営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	24. 4	9			
			中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	70 (70)	23 (23)	6 (7)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	70 2/3	21 22.4	6 7	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	2/3	22.4	7	
		(ため池群整備型)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注8)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業				
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9	
		農道防災対策工事	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9	
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	50 55 70 2/3	29 29 29 29	14 14 1 4.4	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 ＜＞書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業				
		(安全対策)	2/3	21.4	12	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	23	8	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

(都道府県営：その１９)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農地整備事業	60	25	8	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除 く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		水利施設等整備事業	65 {65} [65] 2/3	20 {23} [25] 20.9	6 {8} [10] 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。 〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		農業水利施設等保全合理化事業	65	25	8	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	70 2/3	21 22.4	6 7	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 70 2/3 2/3	21 17 22.4 19	6 9 7 10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業				
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施 設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適 用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	2/3 70	22.4 21	7 6	注9)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その２０)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24. 4	4 9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	24. 4	9	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 70 <2/3>	29 29 29 <29>	14 14 1 <4. 4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	21. 4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		集落基盤再編型	52 70	24 22	9 6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。
		中山間地域総合整備型	70	22	6	
		農地環境整備型	70	22	6	
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20. 9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	65 {65} [65]	25 {26} [26]	8 {8} [9]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 2/3 2/3 2/3 50 2/3	34 21. 4 22. 4 19 29 24. 4	16 12 7 10 14 9	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20. 9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			離 島					
			国庫率	都県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 (55)	25 (34)	10 (11)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		農地整備事業	55 (55) [59.125] [60.8] [62.5]	27.5 (34) [30] [29] [27.5]	10 (11) [10.9] [10.2] [10]	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29) []書は農業構造転換特別対策費(注35) と 併せて実施する場合に適用する。		
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)		
		草地畜産基盤整備事業	55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除 く。		
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) ----- (農地集積促進型) ----- (畑作等推進支援水利再編型) ----- (簡易整備型)	50 <50> <<50>> 【55】 [50] {50} [50] [[50]] (55) ----- 55 [59.125] [60.8] [62.5] ----- 55 55 [55] [55]	27.5 <27.5> <<25>> 【32】 [31] {29} [34] [[33]] (30) ----- 27.5 [30] [29] [27.5] ----- 27.5 27.5 [30] [31]	9 <10> <<10>> 【13】 [13] {14} [16] [[17]] (12) ----- 10 [10.9] [10.2] [10] ----- 10 10 [12] [14]	営農環境整備(注21)を除く。 く>書は地域用水機能増進型に適用する。た だし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 <<>書は基幹水利施設保全型に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。ただし、{{}} 書は基幹水利施設保全型に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、[[]]書は基幹水利施設保全型に 適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によ るもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表 によらず、()書は一体的に行う農業用排水 施設整備事業に適用する。 []書は農業構造転換特別対策費(注35) と 併せて実施する場合に適用する。		
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型) ----- (高収益作物導入促進型) ----- (高収益作物転換型) ----- (畑作物等転換型)	52 55 55 55 55	27.5 27.5 27.5 28.5 28.5	10 10 10 10.5 10.5			
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	34 34	14 6			
		中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	31 (32)	8 (8)		()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業					
			ため池整備事業					調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
			(地震・豪雨対策型)	60 60	36 34		4 6	注8)に該当するものに適用する。
			(一般整備型)	60 60	30 31		10 9	注9)に該当するものに適用する。
			(ため池長寿命化型)	60	31		9	
			(ため池群整備型)	60	34		6	注8)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その２２)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			離 島				
			国庫率	都 県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		湛水防除事業	55 55	37 32	8 13		
		地盤沈下対策事業					
		用排水施設整備事業	60 60 60	30 28 31	10 12 9	注10)に該当するものに適用する。	
		鉦毒対策事業	55 55	41 32	4 13		
		農地保全整備事業	52 50 50	31 31 29	11 13 14	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		土地改良施設豪雨対策事業	55	32	13	注11)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	55 55	36 34	9 11		
		農道防災対策工事	55 55	36 34	9 11		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 55	36 34	9 11		
		特定農業用管水路等特別対策事業	55	35	5	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		水質保全対策事業	55 55	34 32	11 13	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		公害防除特別土地改良事業					
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	34	6	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		ため池洪水調節機能強化事業	60	34	6	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		湛水被害総合対策事業	55 55	37 32	8 13	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		農業用施設等災害管理対策事業					
		農村防災施設整備事業	60 [60] <2/3>	29 [29] <29>	11 [11] <4. 4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は甚大地域に適用する。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		農業水利施設危機管理対策事業					
		(安全対策)	60	26	14		
			土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14

(都道府県営：その２３)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農地整備事業	55	27.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除 く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		水利施設等整備事業	50 <50> <<50>> {50} {50} [50] [[50]] 52 55	27.5 <27.5> <<25>> {31} {29} [34] [[33]] 27.5 27.5	9 <10> <<10>> {13} {14} [16] [[17]] 10 10	く>書は地域用水機能増進型に適用する。た だし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 <<>>書は基幹水利施設保全型に適用する。 { } 書は更新事業に適用する。ただし、{ } 書は基幹水利施設保全型に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、[[]] 書は基幹水利施設保全型に 適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型 のみ適用する。
		農業水利施設等保全合理化事業	55	27.5	10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 52	36 34	9 14	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 52	34 34	11 14	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	55 52	30 31	10 11	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 55 52 52	30 28 31 28	10 12 11 14	
		湛水防除事業	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全事業	52 50 50	31 31 29	11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施 設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適 用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			離 島					
			国庫率	都県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		地盤沈下対策事業						
		地域ため池総合整備事業	52 60 55	31 31 30	11 9 10	注9)に該当するものに適用する。		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 52	36 34	9 11	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	52	34	14	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 60 ＜2/3＞	29 29 ＜29＞	14 11 ＜4.4＞	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く＞書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業						
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	50 50	34 32	16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		集落基盤再編型	50 60 50	25 30 27.5	10 7 9	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。		
		中山間地域総合整備型	60	30	7			
		農地環境整備型	60	30	7			
		食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
				農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	55 (55) [55]	27.5 {30} [31]	10 {12} [14]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
(防災減災対策)	60 60 55 60 55 55			34 31 32 28 34 35	6 9 13 12 11 5	農村環境水質保全整備を除く。(注21)		
畑地等促進整備事業	55 (55) [55]			27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)		
農業生産基盤情報通信環境整備事業						注21)を適用する。		

(市町村営：その1)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	27.5 27.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表 によらず、()書は一体的に行う農業用排水 施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農道防災対策工事	55	19	26	
			50	21	29	
			55	21	24	
		農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	32	18	
			55	42	3	
			55	32	13	
		特定農業用管水路等特別対策事業	50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			55	18	25	
		水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
			55	21	24	
		公害防除特別土地改良事業	55	19	26	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
	45		24	31		
40	26		34			
防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	21	24	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
	50	21	29			
ため池洪水調節機能強化事業	55	19	26	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
	50	21	29			
	55	21	24			
農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25	注15)に該当するものに適用する。		
	55	18	25			
農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
	55	18	25			
	<2/3>	<18>	<15. 4>			
(安全対策)	50	21	29			
	55	21	24			
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50	14	21	
			55	14	21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) ----- (地域農業水利施設保全型)	50	14	21	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			[50]	[22]	[28]	
			50	14	21	
			55	14	21	
			[50]	[22]	[28]	
			[55]	[19]	[26]	
	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55	19	26	注8)に該当するものに適用する。		
	50	21	29			
	55	21	24			

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。		
		食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進 費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その4)

R8. 4
(単位：%)

市町村別：（単位：万円）

予 算 区 分 一 般 会 計 （ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(長寿命化対策)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22. 5) (21)	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				

（単位：万円）

(市町村営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			北 海 道				
			国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	32.5 32.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表 によらず、()書は一体的に行う農業用排水 施設整備事業に適用する。	
		(簡易整備型)	50 55 {50} 【55】	14 14 【22】 【19】	21 21 【28】 【26】		
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	33.5 33	10.5 10		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24		
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
			(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)		50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
	用排水施設等整備事業					調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24		
	用排水施設整備事業		55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	
	鉍毒対策事業		50 55	21 21	29 24		
	農地保全整備事業		50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
	地域防災機能増進事業					調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
	土地改良施設豪雨対策事業		50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。	
	土地改良施設耐震対策事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24		
	農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	32	18	
			55	42	3	
			55	32	13	
		特定農業用管水路等特別対策事業	50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			55	18	25	
		水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
			55	21	24	
		公害防除特別土地改良事業	55	19	26	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
			45	24	31	
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	21	24	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
		ため池洪水調節機能強化事業	55	19	26	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
			50	21	29	
			55	21	24	
		農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25	注15)に該当するものに適用する。
	55		18	25		
	農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
		55	18	25		
		<2/3>	<18>	<15. 4>		
		(安全対策)	50	21		29
		55	21	24		
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50	14	21	
			55	14	21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) ----- (地域農業水利施設保全型)	50	14	21	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			[50]	[22]	[28]	
			50	14	21	
			55	14	21	
			[50]	[22]	[28]	
			[55]	[19]	[26]	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			北 海 道					
			国庫率	道	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 55	18 18	25 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 に基づいて実施される避難施設整備に適用す る。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。		
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。		
		食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進 費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その8)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(長寿命化対策)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22. 5) (21)	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 【75】	12.5 【16】	5 【9】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) ----- (簡易整備型)	{80} 【80】 (80) 80 [80]	{8} 【9】 (6) 6 [9]	{9} 【11】 (8) 8 [11]	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	9 (11)	13 (14)
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	
		農道防災対策工事	80	9	11	
		農業用河川工作物等応急対策事業				注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17. 4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(安全対策)	80	9	11	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	8	9	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	8 [11]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	8 [11]	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17. 4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		集落基盤再編型	70	8	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	75	7	11	

(市町村営：その１１)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)	8 (11)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	80 [80]	6 [9]	8 [11]	[] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	80 75 80	9 11 8	11 14 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80	6	8	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21)を適用する。

(市町村営：その１２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	60 【60】	25 【28】	8 【12】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{65} 【65】 (65)	{13} 【15】 (14)	{17} 【20】 (14)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		----- (簡易整備型)	60 [60]	14 [18]	18 [22]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25.5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14.4	19	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	70 (70)	11 (13)	15 (17)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	70 2/3	13 14.4	17 19	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	65	13	17	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19	
		農道防災対策工事	2/3	14.4	19	
		農業用河川工作物等応急対策事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14. 4	17 19	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14. 4	17 19	調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		(安全対策)	2/3	14. 4	19	
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	13	17
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	65 [65]	14 [19]	12 [16]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	60 [60]	14 [18]	18 [22]	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	70 2/3	13 14. 4	17 19	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	2/3	12	17. 4	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17. 4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	65	13	17	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	2/3	24. 4	9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14. 4	19	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14. 4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		集落基盤再編型	52	13	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。
		中山間地域総合整備型	70	8	13	

(市町村営：その１４)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 (60)	14 (17)	18 (23)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	65 [65]	14 [18]	14 [17]	[] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	2/3 2/3 2/3	24.4 14.4 12	9 19 17.4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60	14	18	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21)を適用する。

(市町村営：その１５)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 【55】	25 【34】	10 【11】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	21	
		草地畜産基盤整備事業	55	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【55】 (55)	{18} 【21】 (14)	{25} 【24】 (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		----- (簡易整備型)	55 [55]	14 [19]	21 [26]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	14 (17)	20 (23)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				

(市町村営：その１６)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	公害防除特別土地改良事業	50	21	29	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23	調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		(安全対策)	60	17	23	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	55 [55]	14 [19]	21 [26]	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36)のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	50	18	25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）の とおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。（注17） 農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除 く。
		中山間地域総合整備型	60	11	17	
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55)	14 (19)	21 (26)	（ ）書は流域治水対策に適用する。（注29）
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	55 [55]	14 [19]	21 [26]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 （注28） 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備（注21）を除く。
		（防災減災対策）	60 60 55	17 15 21	23 20 24	農村環境水質保全整備を除く。（注21）
		畑作等促進整備事業	55	14	21	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		農業基盤整備促進事業	50	14	13			
			55	14	13			
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【50】	【21】	【29】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（ ）書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。		
			【55】	【21】	【24】			
			(50)	(14)	(13)			
			(55)	(14)	(13)			
		(簡易整備型)	50	14	13			
			55	14	13			
			[50]	[22]	[28]			
	[55]		[19]	[26]				
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50	29	11				
		55	28.5	10.5				
	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50	21	29				
		55	21	24				
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
			(地震・豪雨対策型)					
			(一般整備型)	50	18		25	注9)に該当するものに適用する。
			(ため池長寿命化型)	55	18		25	
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		湛水防除事業	55	19	26			
			50	21	29			
			55	21	24			
		用排水施設整備事業	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。		
			50	18	25			
			55	18	25			
		鉍毒対策事業	50	21	29			
			55	21	24			
		農地保全整備事業	50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
			45	20	28			
			55	18	25			
		地域防災機能増進事業						
		土地改良施設豪雨対策事業						
		土地改良施設耐震対策事業						
		農道防災対策工事						
		農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
			50	32	18			
			55	42	3			
			55	32	13			
特定農業用管水路等特別対策事業		50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。			
		55	18	25				
水質保全対策事業		55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)			
		50	21	29				
		55	21	24				
公害防除特別土地改良事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。	
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15. 4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24		
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13		
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除 く。	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。	
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	13 [28]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。	
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]		
		農地防災					調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)					
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25		

(土地改良区等営：その3)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15. 4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。
		中山間地域総合整備型				
		食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]
農業水路等長寿命化・防災減災事業						
(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]			14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55			21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	
畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)			14 14 (15) (14)	13 13 (22. 5) (18. 5)	()書は産地形成支援活用型に適用する。
農業生産基盤情報通信環境整備事業						(注21)を適用する。

(土地改良区等営：その4)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		農業基盤整備促進事業	50	14	13			
			55	14	13			
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) ----- (簡易整備型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。		
			50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕			
			畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	33.5 33		10.5 10	
			土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21		29 24	
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。	
	(地震・豪雨対策型)							
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)		50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
	用排水施設等整備事業					調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24			
			用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18		22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
				鉱毒対策事業	50 55		21 21	
	農地保全整備事業				55 50	17 18	22 25	
	地域防災機能増進事業							
	土地改良施設豪雨対策事業							
	土地改良施設耐震対策事業							
	農道防災対策工事							
	農業用河川工作物等応急対策事業		50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。		
			特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18		25 25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
				水質保全対策事業	55 50 55		19 21 21	
			公害防除特別土地改良事業					

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15. 4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	13 [28]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		----- (地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。
		----- (用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	55 50	17 18	22 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25	
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
		食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]
農業水路等長寿命化・防災減災事業						
(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]			14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	〔〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55			21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	
畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)			14 14 (15) (14)	13 13 (22.5) (18.5)	()書は産地形成支援活用型に適用する。
農業生産基盤情報通信環境整備事業						注21) を適用する。

予 算 区 分 一 般 会 計（ 歳 出 ）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9. 4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【80】 (80)	【9】 (6)	【11】 (5)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		(簡易整備型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（ ）書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17. 4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(安全対策)	80	9	11	

(土地改良区等営：その8)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 75	9.4 7	9 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		集落基盤再編型	70	8	8	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)	5 (11)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)

(土地改良区等営：その9)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	75 80 80	11 8 9	14 10 11	
		畑作等促進整備事業	80	6	5	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

(土地改良区等営：その10)

R8. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9. 4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【65】 (65)	【15】 (14)	【20】 (9)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		(簡易整備型)	60 〔60〕	14 〔18〕	11 〔22〕	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25. 5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14. 4	19	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17. 4	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17. 4	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	70	11	15	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	75	24. 4	0. 6	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14. 4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14. 4	17 19	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14. 4	17 19	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。

(土地改良区等営：その１１)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	(安全対策)	2/3	14. 4	19	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	9. 4 8	9 8	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	65 〔65〕	14 〔19〕	8 〔16〕	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	60 〔60〕	14 〔18〕	11 〔22〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	2/3	12	17. 4	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17. 4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	70	11	15	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	75	24. 4	0. 6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14. 4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		集落基盤再編型	52	13	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17)
		中山間地域総合整備型				農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。

(土地改良区等営：その１２)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 (60) [60]	14 (14) [17]	11 (13.5) [23]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	65 [65]	14 [18]	9 [17]	[] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	75 2/3 2/3	24.4 14.4 12	0.6 19 17.4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 (60)	14 (14)	11 (13.5)	()書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

(土地改良区等営：その１３)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都 県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【55】 (55)	【21】 (14)	【24】 (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		(簡易整備型)	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
	農村地域防災減災事業費	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23	
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	55 50	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23	調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	60 ＜2/3＞	15 ＜15＞	20 ＜18. 4＞	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		(安全対策)	60	17	23	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	13 〔28〕	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36) のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	55 50	18 18	25 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60 ＜2/3＞	15 ＜15＞	20 ＜18. 4＞	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				

(土地改良区等営：その１５)

R8. 4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備				調査・計画を行う事業については、注36) の とおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17)
		中山間地域総合整備型				農村生活環境整備及び保安全管理等(注21)を除 く。
食料自給力確保対 策費	食料自給力確保対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	14 (14) [19]	13 (18. 5) [26]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進 費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	55 [55]	14 [19]	13 [26]	[] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	60 60 60 55	36 34 15 21	4 6 20 24	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	55 (55)	14 (14)	13 (18. 5)	()書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21) を適用する。

- 注１） 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注２） 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注３） 以下に掲げる事業は、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- ・ 国営総合農地防災事業
 - ・ 国営かんがい排水事業（用途廃止施設の撤去）
 - ・ 国営かんがい排水事業（併せ行うため池整備）
 - ・ 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策
 - ・ 国営かんがい排水事業（国営流域治水対策事業）のうち流域治水に資する施設整備
 - ・ 国営かんがい排水事業（重要度及び緊急性の高い施設の整備）
 - ・ 国営かんがい排水事業で行う安全対策
 - ・ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）
 - ・ 国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備
 - ・ 農村地域防災減災事業
 - ・ 水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業
 - ・ 水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業で行う安全対策（流域治水対策型、農地集積促進型、畑作等推進支援水利再編型を除く）
 - ・ 農山漁村地域整備交付金における防災関連事業
 - ・ 沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業
 - ・ 農地耕作条件改善事業における防災関連事業
 - ・ 畑作等促進整備事業における防災関連事業
 - ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策
 - ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策の水利施設整備で行う安全対策
 - ・ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）
 - ・ 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備
 - ・ 農業競争力強化農地整事業における防災関連事業
 - ・ 中山間地域農業農村総合整備事業における防災関連事業
- 注４） 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注５） 以下に掲げる事業は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- ・ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改Ｄ第５３２号）第２の１２に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備
 - ・ 国営農地再編整備事業実施要綱（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第１５７号）第４の２（１）、第４の３（１）、第４の４（１）に掲げる農業用道路の整備、第１０の３に掲げる要綱第１０の２の要件によらずに行う農業用道路の整備
 - ・ 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成２０年４月１日付け１９農振第２０５６号）第３に掲げる農業用道路の整備、第８の３に掲げる要綱第８の２の要件によらずに行う農業用道路の整備
 - ・ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成２２年４月１日付け２１生畜第２０４５号・２１農振第２４５４号・２１林整計第３３６号・２１水港第２７２４号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連名通知）別紙１（農地整備に係る運用）の運用１（農地整備事業）の第２の４に掲げる通作条件整備、別表１の１（２）に掲げる農道整備事業、運用４（草地畜産基盤整備事業）第１０の１の（２）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（１）及び（２）に対応する工種及び整備内容の欄のイの道路整備、別紙２（水利施設整備に係る運用）の運用２（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）の別表の区分の欄１の（２）に掲げる農道整備事業、及び別紙４－１（農村整備に係る運用）の運用１（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄１の（２）に掲げる農道整備事業、運用３（畜産環境総合整備事業）第６の１の表の区分の欄の１に対応する（２）のカの道路整備、区分欄２に対応する（２）のサの道路整備、運用４（農道整備事業）の第１の２の（１）に掲げる農道整備事業
 - ・ 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成２４年４月６日付け２３地第４８４号）において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領（平成２２年４月１日付け２１生畜第２０４５号・２１農振第２４５４号・２１林整計第３３６号・２１水港第２７２４号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連名通知）別紙１（農地整備に係る運用）の運用１（農地整備事業）の第２の４に掲げる通作条件整備、別表１の１（２）に掲げる農道整備事業、運用４（草地畜産基盤整備事業）第１０の１の（２）

の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)及び(2)に対応する工種及び整備内容の欄のイの道路整備、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)の別表の区分の欄1の(2)に掲げる農道整備事業、及び別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄1の(2)に掲げる農道整備事業、運用3(畜産環境総合整備事業)第6の1の表の区分の欄の1に対応する(2)のカの道路整備、区分欄2に対応する(2)のサの道路整備、運用4(農道整備事業)の第1の2の(1)に掲げる農道整備事業

- ・農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第2の2農道・集落道整備事業(集落道を除く。)
- ・農業水路等長寿命化・防災減災対策事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)別表の区分の欄1の対策種類の欄(1)の交付対象事業の欄イに掲げる農道施設整備及び区分の欄2の対策種類の欄(1)の交付対象事業の欄サに掲げる農道施設整備
- ・農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・平成30年3月30日付け29生畜第1500号)別紙1(農地整備事業に係る運用)別表1の1(2)に掲げる農道整備事業、別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)及び(2)に対応する工種及び整備内容の欄のイ道路整備、別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)別表1の1(5)
- ・水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号)別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(2)に掲げる農道整備事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号)別表の1(2)に掲げる農道整備事業
- ・中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2792号)別表区分の欄1の事業種類の欄(2)に掲げる農道整備事業
- ・農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号)別表2(5)に掲げる農作業道等
- ・畑作等促進整備事業実施要領(令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知)別表5の事業種類の欄の5

注6) 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。

注7) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要領」という。)第3の2(1)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。)別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(1)及び(4)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(1)及び(4)に掲げるもの。

注8) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1(1)及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの。

注9) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(2)及び(3)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの。

注10) 農村地域防災減災事業実施要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(5)及び(6)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(5)及び(6)に掲げるもの。

注11) 農村地域防災減災事業実施要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の1から3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの。

注12) 農村地域防災減災事業実施要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの。

注 1 3) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙 9 (水質保全対策事業に係る運用) の第 2 の別表 1 の事業メニューの表の区分の欄 1 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の 4 に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 2 (水質保全対策事業) の第 1 の 1 の事業メニューの表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の 5 に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙 9 (水質保全対策事業に係る運用) の第 2 の別表 1 の事業メニューの表の区分の欄 1 に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 2 (水質保全対策事業) の第 1 の 1 の事業メニューの表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

注 1 4) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 10 (公害防除特別土地改良事業に係る運用) の第 2 の 1 から 3 までに掲げるもの。

注 1 5) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 12 (農業用施設等災害管理対策事業に係る運用) の第 2 の 1 から 5 までに掲げるもの。

注 1 6) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 13 (農村防災施設整備事業に係る運用) の別表 1 の区分欄 1 及び 2 に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分欄の 1 及び 2 に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 4 (農地防災に係る運用) の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分欄の 1 及び 2 に掲げるもの。

注 1 7) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙 8 (特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用) の第 2 の 1 から 3 まで、別紙 13 (農村防災施設整備事業に係る運用) の別表 1 の区分の欄の 2 に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 1 別紙 1 の V の 1 に掲げるもの、運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業) の第 2 の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、別紙 4-1 (農村整備に係る運用) の運用 1 (農村集落基盤再編・整備事業) の別表の区分欄の 1 及び 4 に掲げるものとする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 4 (農地防災に係る運用) の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の V の 1 に掲げるもの、運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業) の第 2 の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

注 1 8) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙 13 (農村防災施設整備事業に係る運用) の別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業) の第 2 の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の 2 に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 4 (農地防災に係る運用) の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3-1 (農地防災に係る運用) の運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業) の第 2 の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の 2 に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注 1 9) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号、22 農振第 2216 号、22 林整計第 359 号、22 水港第 2429 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22 整備交付金要領」という。)別紙(番号 12 集落基盤整備事業に係る運用)の第 1 の 5 の事業メニューの表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注 2 0) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22 整備交付金要領別紙(番号 12 集落基盤整備事業に係る運用)の第 1 の 5 の事業メニューの表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄の力の(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。

注 2 1) 以下に掲げる事業は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知)別紙 1 (農地整備事業に係る運用)の第 3 の別表の区分の欄の 3
- ・農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙 1 (農地整備事業に係る運用)の第 3 の別表の区分の欄の 3、別紙 3 (草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第 10 の 1 の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業
- ・水利施設等保全高度化事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知)別表 1 の区分の欄の 3 及び別紙 1 の第 2 の 8
- ・中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2792 号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(9)及び同表の区分の欄の 2
- ・農村地域防災減災事業実施要領別紙 13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第 2 の別表 1 の区分の欄の 3
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知) 要領別表 1 (長寿命化対策)の(1)のアの(ウ)、要領別表 2 (防災減災対策)の(1)のクの(イ)、別表 2-1 (水質保全対策関連)の 4
- ・農村整備事業実施要領 (令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2737 号農林水産省農村振興局長通知) 第 2 に掲げる事業 (2 農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。)
- ・農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 (農地整備に係る運用)の運用 1 (農地整備事業)の第 2 の別表 1 の区分の欄の 3、運用 4 (草地畜産基盤整備事業)の第 10 の 1 の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙 2 (水利施設整備に係る運用)の運用 2 (水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)の別表の区分の欄の 3、運用 3 (農業水利施設保全高度化事業)の別表の区分の欄の 3、運用 5 (地域用水環境整備事業)の第 1 の 1 及び 2、別紙 3-1 (農地防災に係る運用)の運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業)の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 3、別紙 4-1 (農村整備に係る運用)の運用 1 (農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の 2 及び 3、運用 3 (畜産環境総合整備事業)の第 6 の 1 の表の工種の欄に掲げるもの(同表区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(1)、(2)のカ及び(3)のスの(ア)、同表区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(1)及び(2)のサ並びに同表区分の欄の 3 に対応する工種の欄の(1)を除く。)並びに別紙 13(効果促進事業に係る運用)の第 4
- ・沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 (農地整備に係る運用)の運用 1 (農地整備事業)の第 2 の別表 1 の区分の欄の 3、運用 4 (草地畜産基盤整備事業)の第 10 の 1 の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙 2 (水利施設整備に係る運用)の運用 2 (水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)の別表の区分の欄の 3、運用 3 (農業水利施設保全高度化事業)の別表の区分の欄の 3、運用 5 (地域用水環境整備事業)の第 1 の 1 及び 2、別紙 3-1 (農地防災に係る運用)の運用 1 別紙 5 (農村災害対策整備事業)の運用 1 別紙 5 別表 1 の区分の欄の 3、別紙 4-1 (農村整備に係る運用)の運用 1 (農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の 2 及び 3、運用 3 (畜産環境総合整備事業)の第 6 の 1 の表の工種の欄に掲げるもの(同表区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(1)、(2)のカ及び(3)のスの(ア)、同表区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(1)及び(2)のサ並びに同表区分の欄の 3 に対応する工種の欄の(1)を除く。)、別紙 13(効果促進事業に係る運用)の第 4
- ・農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領 (令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2127 号)の別表第 1 の区分の欄の 2

注 2 2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 5 (農業基盤整備促進事業に係る運用)の第 4 の 1 に定める別記様式第 1 号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 の運用 2 (農業基盤整備促進事業)の第 4 の 1 に定める別記様式第 1 号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知)第 3 の 2 に定める別記様式第 2 号、畑作等促進整備事業実施要領 (令和 5 年 4 月 3 日付け農振第 2643 号農林水産省農村振興局長通知)の第 6 に定める別記様式第 1 号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注 2 3) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第 2 の 6 に掲げるもの。

注 2 4) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 10 に掲げるもの。国営流域治水対策事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 1 の表に掲げるもの。

注 2 5) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業に掲げるもの。

注 2 6) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 2 (4)に掲げるもののうち、耐震化対策、地域防災対策、豪雨災害対策及び流域治水対策を行うもの。

注 2 7) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 2 (11)に掲げるもの。

- 注 2 8) 安全対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱 2 の 1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1(ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1、運用 3 及び運用 5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第 2 の 1 と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注 2 9) 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。
- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 の第 3 の 3 に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業
- 農業競争力強化農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄の 4 (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙 1 (農地整備事業に係る運用)の第 3 の別表の区分の欄の 4 の (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
- 農地耕作条件改善事業実施要綱のうち水田貯留機能向上に向けた整備等を行う事業
- 注 3 0) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)のうち、都道府県営事業については第 2 の 1、2、3 (7)・(8)及び 6 に掲げるもの、市町村営事業については第 2 の 1、2、3 (7)及び 6 に掲げるもの、土地改良区等営事業については第 2 の 1 (2)(ため池の廃止に係るものを除く。)、3 (7)及び 6 に掲げるものとする。
- 注 3 1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の施行により過疎地域の指定除外になった市町村(令和 4 年度に再設定されたものを除く。)では、令和 5 年度以降、該当事業の国庫補助率が漸減していくため(土地改良事業関係補助金交付要綱に規定)、これに対応した負担割合を適用する。
- 注 3 2) 国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 11 に掲げるもの。
- 注 3 3) 地域未来交付金(地域未来推進型)交付要綱(インフラ整備事業(農業農村整備事業))(令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農振第 2926 号農林水産事務次官依命通知)の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注 3 4) 地域未来交付金(地域未来推進型)交付要綱(インフラ整備事業(農山漁村地域整備交付金))(令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農振第 2928 号農林水産事務次官依命通知)の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注 3 5) 農業構造転換特別対策費とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 1(農地整備事業に係る運用)の別表 1(事業内容)の 5 及び水利施設等保全高度化事業実施要領別表 1 の 6 に掲げるもの。
- 注 3 6) 調査・計画を行う事業(建設事業を実施するために直接必要と認められる場合に限る。)の地方公共団体が負担すべき割合は、調査・計画を行う事業の国庫補助残を、当該建設事業における都道府県と市町村の負担すべき割合の比によって按分するものとし、按分後の負担すべき割合を百分率で表示した場合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(10) 地域指定の概要

10. 市町村における計画策定状況及び地域指定の概要

令和4年4月1日現在

圏 域	市町村名	農業経営基盤の 強化の促進に関 する基本構想	特定農山村 地 域 (H5.9.28指定)	集約酪農 地 域	酪農・肉用牛 生産近代化 計 画	野 菜 指 定 産 地	広域営農 団地整備 計 画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
仙 南 圏 域	白 石	H28.8.15	小 原	蔵 王	酪 農 肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S59
	角 田	H28.8.1		蔵 王	酪 農 肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S50
	蔵 王	H29.3.9		蔵 王	酪 農 肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S63
	七ヶ宿	H28.7.26	全 地 域	蔵 王	酪 農		H17.3.18	
	大 河 原	H28.8.29		蔵 王	肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	村 田	H28.8.17	富 岡	蔵 王	肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	柴 田	H28.8.3		蔵 王		S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S49・H4
	川 崎	H28.8.1	全 地 域	蔵 王			H17.3.18	H20
	丸 森	H28.7.25	耕野・大張 ・筆甫	蔵 王	酪 農 肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S53
	計	9	(7地域) 5	9	7	(1指定産地) 7	9	6
仙 台 圏 域	仙 台	H29.3.24			酪 農 肉 用 牛		S53.7.11	
	秋 保							
	泉							
	宮 城							
	※塩 釜							
	名 取	H28.12.7		蔵 王		S46.6.30 夏秋トマト		
	多 賀 城	H28.7.20						
	岩 沼	H28.11.25		蔵 王		S47.12.21 冬春きゅうり		S49
	亘 理	H28.7.1				S47.12.21 冬春きゅうり	S51.8.27	S58・H15
	山 元	H29.1.6					S51.8.27	S54・H11・H14
	松 島	H29.3.23			肉 用 牛		S54.6.26	S62
	七ヶ浜	H28.12.2						
	利 府	H29.10.28						
	大 和	H28.7.7	宮床・吉田		肉 用 牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	大 郷	H29.3.24			酪 農 肉 用 牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	S59
	富 谷	H28.10.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	大 衡	H28.7.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	計	13	(2地域) 1	2	4	(3指定産地) 7	8	5

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏 域	市町村名	農業経営基盤の 強化の促進に関 する基本構想	特定農山村 地 域 (H5.9.28 指定)	集約酪農 地 域	酪農・肉用牛 生産近代化 計 画	野 菜 指 定 産 地	広域営農 団地整備 計 画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
大 崎 圏 域	大 崎	H29.3.23			酪 農 肉 用 牛	H 7. 5.30 夏秋なす H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.2	
	古 川			栗 駒				S56
	松 山							
	三本木							
	鹿島台							S52
	岩出山			栗 駒				S52
	鳴 子		全 地 域	栗 駒				
	田 尻							S55・H15
	色 麻	H29.2.27		栗 駒	酪 農 肉 用 牛	S63. 8.25 秋冬はくさい H 9. 5.30 秋冬ねぎ	S57. 7.23	S49
	加 美	H29.3.3		栗 駒	酪 農 肉 用 牛	S63. 8.25 秋冬はくさい H 9. 5.30 秋冬ねぎ	S57. 7.23	
	中新田							S55
	小野田		全 地 域					S56・H13
	宮 崎		全 地 域					S49
	涌 谷	H29.3.28			酪 農 肉 用 牛	H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.23	S53
	美 里	H29.3.15			肉 用 牛	H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.23	
	小牛田							S57・H13
	南 郷							S51・H 6
	計	5	(3地域) 2	5	5	(4指定産地) 5	5	(11地域) 5
栗 原 圏 域	栗 原	H29.3.28			酪 農 肉 用 牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	S57. 7.23	
	築 館		姫 松	栗 駒				
	若 柳			栗 駒				S56
	栗 駒		栗駒・文字 姫松	栗 駒				S51 S53
	高清水			栗 駒				
	一 迫			栗 駒				S50
	瀬 峰			栗 駒				H元
	鶯 沢			栗 駒				
	金 成			栗 駒				S57・H13
	志波姫			栗 駒				S54
	花 山		全 地 域	栗 駒				
	計	1	(4地域) 1	10	1	(1指定産地) 1	1	(6地域) 1

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏 域	市町村名	農業経営基盤の 強化の促進に関 する基本構想	特定農山村 地 域 (H5.9.28指定)	集約酪農 地 域	酪農・肉用牛 生産近代化 計 画	野 菜 指 定 産 地	広域営農 団地整備 計 画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
登 米 圏 域	登 米	H28.9.20			酪 農 肉 用 牛	S50.6.19 冬春きゅうり S50.6.19 夏秋きゅうり H17.2.18 春キャベツ H17.2.18 夏秋キャベツ	S55.11.11 H元.5.16	
	迫							S51
	登 米							H元
	東 和		全 地 域					H2・H14
	中 田							S54・H16
	豊 里							S58
	米 山							S49・H5
	石 越							S61・H16
	南 方							S49
	津 山		全 地 域					
	計	1	(2地域) 1	0	1	(4指定産地) 1	1	(8地域) 1
石 巻 圏 域	石 巻	H28.11.21			酪 農 肉 用 牛	S46.6.30 冬春きゅうり H5.5.31 夏秋トマト	S60.3.29	
	石 巻							
	河 北							
	※雄勝		全 地 域					
	河 南							S52
	桃 生							
	北 上		全 地 域					
	牡 鹿		全 地 域					
	東 松 島	H28.9.28			肉 用 牛	S46.6.30 冬春きゅうり S56.1.23 秋冬ねぎ H5.5.31 夏秋トマト	S60.3.29	
	矢 本							S49・H7
	鳴 瀬							S60
	※女 川		全 地 域					
	計	2	(4地域) 2	0	2	(3指定産地) 2	2	(3地域) 2
気 仙 沼 ・ 本 吉 圏 域	気 仙 沼	H28.11.17			酪 農 肉 用 牛		H元.5.16	
	気仙沼		鹿折・新月					H3
	唐 桑		全 地 域					
	本 吉		津 谷				H元.5.16	S55
	南 三 陸	H29.1.24			酪 農 肉 用 牛		H元.5.16	
	志津川		全 地 域					
	歌 津							
	計	2	(5地域) 3	0	2	0	2	(2地域) 1
合 計		33	(27地域) 15	26	22	(16指定産地) 23	28	(41地域) 21

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	都 市 計 画			環 境 保 全			振興山村	離 島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区 域	市 街 化 区 域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
仙 南 圏 域	白 石	●		●			蔵王国定 蔵王高原県立				S38. 11. 1
	角 田	●		●	斗蔵山	深山					
	蔵 王	●					蔵王国定 蔵王高原県立				S38. 11. 1
	七ヶ宿						蔵王国定 蔵王高原県立	全 地 域		H12. 4. 1	S38. 11. 1
	大 河 原	●		●							
	村 田	●		●	樽水・五社山 谷山						
	柴 田	●		●		高館・千貫山					
	川 崎	●		●	釜房湖 谷山		蔵王国定 蔵王高原県立	川崎・富岡		R4. 4. 1	S38. 11. 1
	丸 森	●					阿武隈溪谷県立	丸森・大内 ・筆甫		H12. 4. 1	
	計	8	0	6	(4地域) 3	(2地域) 2	(3公園) 5	(6地域) 3	0	(3地域) 3	4
仙 台 圏 域	仙 台	●	●	●	仙台港海浜 太白山	蕃山・斎勝沼 県民の森 丸田沢 権現森 高館・千貫山	蔵王国定 県立船形連峰 県立二口峡谷				
	秋 保							秋 保			S38. 11. 1
	泉							根 白 石			
	宮 城							広瀬・大沢			S38. 11. 1
	※塩 釜	●	●	●		加瀬沼	県立松島		S32. 12. 25		
	名 取	●	●	●	仙台港海浜 樽水・五社山	高館・千貫山					
	多 賀 城	●	●	●		加瀬沼					
	岩 沼	●	●	●	仙台港海浜	高館・千貫山					
	亘 理	●		●	仙台港海浜	愛宕山					
	山 元	●			仙台港海浜	深山				H29. 4. 1	
	松 島	●	●	●			県立松島			R4. 4. 1	
	七ヶ浜	●	●	●			県立松島				
	利 府	●	●	●		加瀬沼 県民の森 番ヶ森山周辺	県立松島				
	大 和	●	●	●			県立船形連峰	吉田・宮床			
	大 郷	●			東成田	番ヶ森山周辺				R4. 4. 1	
	富 谷	●	●	●		県民の森					
	大 衡	●	●	●		昭和万葉の森					
	計	14	11	12	(4地域) 6	(10地域) 11	(4公園) 6	(6地域) 2	(1地域) 1	(3地域) 3	(2地域) 1

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

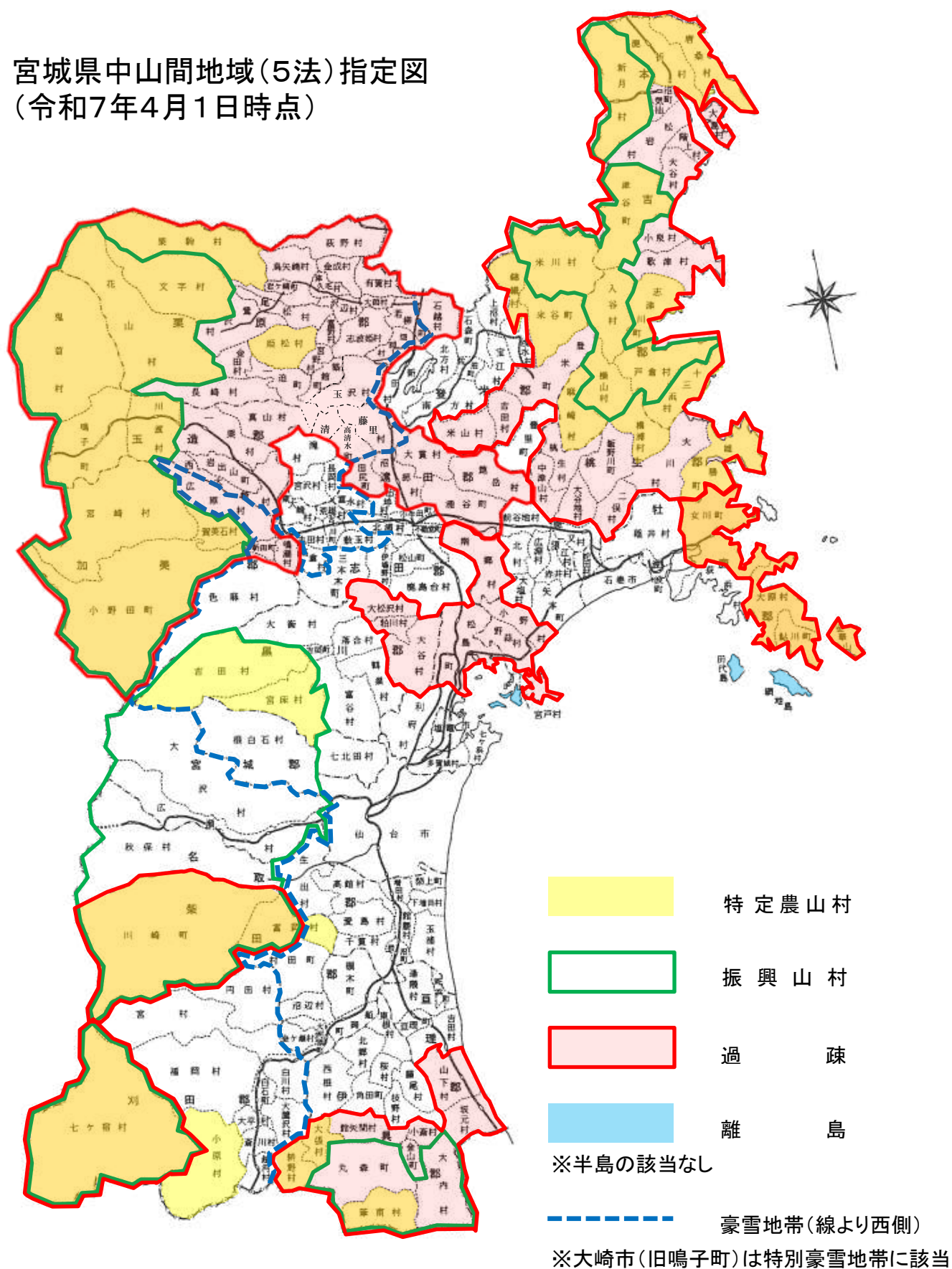
圏域	市町村名	都 市 計 画			環 境 保 全			振興山村	離 島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区 域	市 街 化 区 域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
大 崎 圏 域	大 崎	●		●							
	古 川										S38.11. 1
	松 山										
	三本木										
	鹿島台										
	岩出山									H18. 3.31	S38.11. 1
	鳴 子				一桧山・田代		栗駒国定	川渡・鬼首		H18. 3.31	S38.11. 1 S54. 4. 2 (特)
	田 尻					加護坊・崑 岳山				R3. 4. 1	
	色 麻						県立船形連峰				
	加 美	●								H15. 4. 1	
	中新田										
	小野田				魚取沼 荒沢 商人沼		県立船形連峰	小 野 田			S38.11. 1
	宮 崎				魚取沼			宮 崎			S38.11. 1
	涌 谷	●			崑岳山	加護坊・ 崑岳山				R4. 4. 1	
	美 里	●		●							
	小牛田										
	南 郷									R3. 4. 1	
	計	4	0	2	(5地域) 3	(1地域) 2	(2公園) 3	(4地域) 2	0	(6地域) 4	(5地域) 2
栗 原 圏 域	栗 原	●		●						H17. 4. 1	
	築 館				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	若 柳				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	栗 駒						栗駒国定	文 字			S38.11. 1
	高清水										S38.11. 1
	一 迫										S38.11. 1
	瀬 峰										
	鶯 沢										S38.11. 1
	金 成										S38.11. 1
	志波姫										S38.11. 1
	花 山				一桧山・田代 御嶽山		栗駒国定	花 山			S38.11. 1
	計	1	0	1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(1地域) 1	(9地域) 1

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

圏域	市町村名	都 市 計 画			環 境 保 全			振興山村	離 島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区 域	市 街 化 区 域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
登米圏域	登 米	●		●							
	迫				伊豆沼・内沼						
	登 米									H17. 4. 1	
	東 和				鱒淵観音堂			米 川		H17. 4. 1	
	中 田										
	豊 里										
	米 山									R3. 4. 1	
	石 越									R3. 4. 1	
	南 方										
	津 山				翁倉山		三陸復興国立	横 山		H17. 4. 1	
計		1	0	1	(3 地域) 1	0	(1 公園) 1	(2 地域) 1	0	(5 地域) 1	0
石巻圏域	石 巻	●	●	●							
	石 巻						三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8.16		
	河 北	●					三陸復興国立 硯上山万石浦県立			H22. 4. 1	
	※雄勝						三陸復興国立 硯上山万石浦県立			H22. 4. 1	
	河 南						県立旭山				
	桃 生									R4. 4. 1	
	北 上				翁倉山		三陸復興国立			H22. 4. 1	
	牡 鹿						三陸復興国立		S30.10.20	H22. 4. 1	
	東 松 島	●	●	●							
	矢 本										
	鳴 瀬						県立松島			R3. 4. 1	
	※女 川	●	●	●			三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8.16		
	計	3	3	3	(1 地域) 1	0	(4 公園) 3	0	(3 地域) 2	(4 地域) 1	0
気仙沼・本吉圏	気 仙 沼									H26. 4. 1	
	気仙沼	●		●			県立気仙沼	新 月			
	唐 桑						県立気仙沼				
	本 吉						三陸復興国立 県立気仙沼	津 谷			
	南 三 陸									H26. 4. 1	
	志津川	●		●			三陸復興国立	戸倉・入谷			
	歌 津						三陸復興国立				
計		(2 区域) 2	0	(2 地域) 2	0	0	(2 公園) 2	(4 地域) 2		(2 地域) 2	0
合 計		(19 区域) 33	(3 区域) 14	(18 地域) 27	(16 地域) 15	(11 地域) 14	(11 公園) 21	(24 地域) 11	(4 地域) 3	(26 地域) 16	(20 地域) 8

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

宮城県中山間地域(5法)指定図 (令和7年4月1日時点)

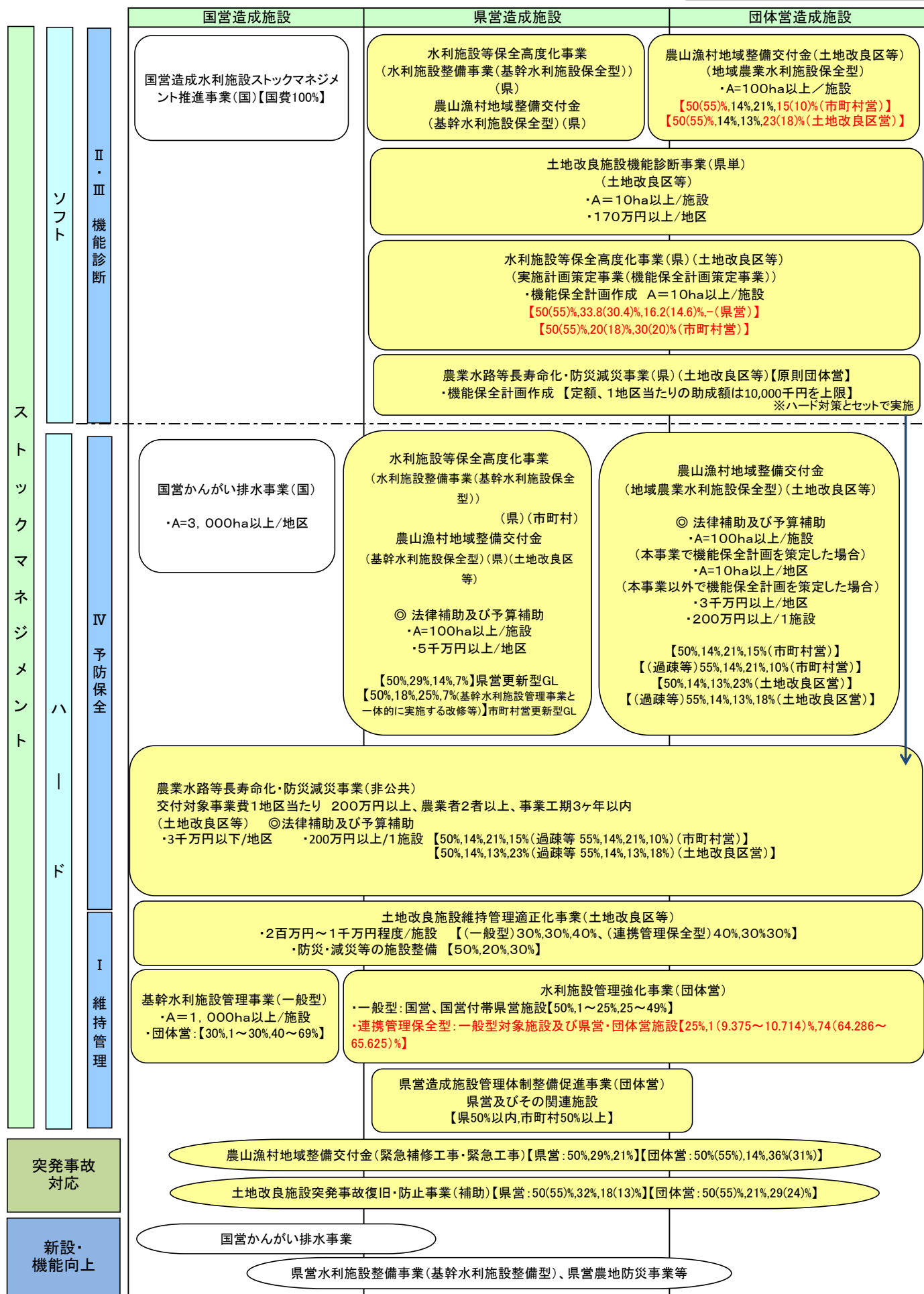


(11) 農業水利施設のストックマネジメント
対策関連事業概念図

農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図

農村整備課水利施設保全班
農業農村整備事業制度の概要

農村整備課水利施設保全班 所管事業



(12) 県営土地改良事業造成ダムに係る事業の
負担割合について

県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について

平成28年 6月 9日

農村振興課地域計画班

農村整備課水利施設保全班

1 県有土地改良財産となっているダム

県営土地改良事業（以下、県営事業という。）で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められないことから、県有土地改良財産として県が所有者となる。

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、栗駒ダムは県が自ら管理も行っているが、外の4ダムは受託者との協議が整い管理委託されている。

2 県有土地改良財産のダムに係る農業農村整備事業の負担割合の取扱

(1) 負担割合の取り決め

現在、施設等を新しく造る「建設の時代」から建設された施設等を賢く使っていくという「管理の時代」へ変遷しつつあり、ダムについても、かんがい排水事業のように新設・変更する事業のみならず、ストマネ事業のように施設の長寿命化を図るための事業等が創設されてきている。

平成19年度に「農業農村整備事業に関する負担割合の見直し」が行われ、適用してきた従前の負担割合も原則として国のガイドラインに従った負担割合とされ、それまでに取組実績があった事業及び管理計画で取組が見込まれていた事業等について、それぞれ負担割合を検討・見直して現行の負担割合とした。

その際、県営事業により県有土地改良財産となるダムの新設・変更に係るかんがい排水事業は、国のガイドラインに従った負担割合としたが、既に県有土地改良財産となっているダムの長寿命化対策事業及び防災事業については、補助残分を県が負担することとした。

(2) 機能保全対策による施設の長寿命化と防災・減災を目的とする事業の場合

負担割合決定後、栗駒ダムについては新規事業を実施してきており、事業に要する費用（補助事業を活用する場合は補助残分）は全て県負担としている。

栗駒ダム以外の4ダムについてはこれまで事業実績がないものの、事業管理計画に位置づけられているとおり施設の長寿命化のために基幹水利施設保全型事業が予定されている。

また、今後は地域の実情に応じた防災・減災に資する事業の実施も想定される。

県有土地改良財産であるダムについては、機能保全対策による施設の長寿命化や防災・減災を目的とする事業の実施に当たり、県管理か管理委託かの管理区分により負担割合の適用が変わるものではない。

については、調査計画事業を含めて新規事業に取り組む際には適切に事業を実施するよう留意願いたい。

県有土地改良財産（ダム）に係る農業農村整備事業の負担割合の代表例について

事業名・区分			負 担 割 合									
			ガイドライン				宮城県					
			国	県	市町村	農家	適用	国	県	市町村	農家	備考
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	旧かん排	50	25	10	(15.0)	ダムの新設・変更	50	25	10	15	現行の負担割合
								50	40	10	(0)	条例による結果
	基幹水利施設保全型	旧基幹ストマネ	50	25	10	(15.0)	県有土地改良施設（ダムに限る。）	50	50	－	－	現行の負担割合
農地防災事業	ため池等整備事業	大規模	55	28	11	(6.0)	県有土地改良施設（ダムに限る。）	55	45	－	－	現行の負担割合
県単調査計画事業	実施計画策定事業	機能保全対策又は防災・減災					県有土地改良施設（ダムに限る。）		100	－	－	今後の負担割合

※ ダムの新設・変更については、県営土地改良事業条例附則2により分担金は実質発生しない。

※ 県有土地改良財産（ダム）の県単調査計画事業は、維持補修枠（県予算：公維）で確保する。

(別紙)

県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムに係る事業の負担割合について

平成29年 11月22日

農村振興課 農村整備課

1 県有土地改良財産となっているダムの負担割合の経緯

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、これら施設の事業実施時負担割合については、平成28年6月9日付け事務連絡により、補助残分を県が負担することとしている。

2 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの経緯

県営土地改良事業で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」（以下、規則という。）第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められていない。

しかし、規則が施行される以前に築造されたダムについては、土地改良区等へ財産譲与されており、昭和11年に築造された嘉太神ダム、昭和12年に築造された孫沢ため池、昭和24年に築造された愛子ため池は、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであるが、現在、施設の所有者は各々、大和町外3市3町村組合、鳴瀬川土地改良区、仙台市となっている。

孫沢ため池及び愛子ため池は、ため池として築造されたが、河川法の改正（昭和39年の河川法改正・昭和51年の河川管理施設等管理令制定によってダムの基準が統一化）によりダム扱いとなっている。

3 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの取扱い

嘉太神ダム、孫沢ダム、愛子ダムは、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであり、他の県有土地改良財産であるダムと性質を異にするものではなく、さらに嘉太神ダムは当初からダムとして築造されたものであることから、今後は県有土地改良財産となっているダムと同様に取り扱うものとする。

また、孫沢ダム及び愛子ダムについては、今後、事業の実施が必要になった際に施設所有者から県有土地改良施設であるダムと同様な取扱いを行うべき等の要請があった場合は、県の財政状況等を勘案の上検討し、嘉太神ダムと同様に取り扱うことができるものとする。

4 事業の適用

上記3ダムを県営事業として実施する場合は、施設の長寿命化及び防災減災を目的にした事業としているため、維持管理及び部分的な補修や塗装など維持管理の範疇と判断される内容のみの場合は対象外とし、ダムとしての基幹的施設（堤体、取水施設、洪水吐け等）の更新や大規模補修及びそれに付帯する工種を行うものを対象とする。

ただし、調査計画事業については、既に所有権が移転していることから施設所有者からの委託をもって受託調査として実施し、応分の負担を求めるものとする。

また、災害復旧事業として実施する場合は、「県営災害復旧事業採択内規」及び「県営災害調査設計業務取扱い」により判断し実施するものとする。

なお、実施する事業種の決定については、採択要件を満たすことは勿論の上、市町村や県の負担金額にも配慮しながら選定するものとする。